

被保険者の皆さまへ

デサント健康保険組合

「健康保険 被扶養者資格調査」の実施について

標記の件、健康保険法施行規則第 50 条および厚生労働省通知（保発第 1029004 号、保発第 1029005 号）に基づき、扶養家族の資格調査を行います。

【調査の目的】

本調査は、被扶養者として認定された方が、引き続き扶養に該当する資格があるかどうかを確認するものです。保険給付の適正化を図り、皆さまからお預かりした大切な保険料を有効活用するためにも必要な調査となります。ご理解ご協力をお願い致します。

【調査対象者】

16 歳以上の被扶養者（配偶者含む）※（16 歳以上で税法上の扶養に入っているお子様は対象外）

【提出書類】

（いずれも書類提出にかかる取得費用等は、自己負担となります。）

①＜調査対象者全員＞

- ・令和 8 年度 所得証明書（非課税または課税証明書）（期間：令和 7 年 1 月～12 月分）
※必ず 令和 8 年度分 で提出お願いします。（市・区役所で取得可能です。）
※当健保 被保険者ご本人（社員）の所得証明は提出不要です。

②＜該当する方のみ＞

- ・「雇用証明願」・「年金改定通知書」等
別紙「必要提出書類」と「フローチャート」にて必要書類をご確認ください。

【提出期限】

令和 8 年 7 月 24 日（金） 必着

【提出先】

デサント健康保険組合 宛
〒556-0017 大阪市浪速区湊町 1-2-3 マルイト難波ビル 13 階

【問い合わせ先】

（件名に【被扶養調査の件】としてメール願います。）
デサント健康保険組合 dkenpo@descente.co.jp （内線； 吉田：71-5633、横山：71-5634）

【注意事項】

- 調査の結果、扶養認定基準に該当しないことが判明した場合は、被扶養者削除の手続きが必要です。その際は、別途被扶養者削除の手続きに必要な書類を送付いたします。（資格要件を満たさなくなった日までさかのぼり資格がなくなります。）
【参考】被扶養者の収入基準
 - 年間 130 万未満（被保険者の収入の 1/2 未満であること）
（60 歳以上の方・障がいをお持ちの方；年間 180 万未満
被保険者の配偶者以外の 19 歳以上 23 歳未満の方；年間 150 万未満）
 - 別居の場合；上記収入基準のほか、被保険者からの仕送り額未満の収入である必要があります。
- 提出書類を、特別な理由がなく期日までに提出されない場合は、被扶養者資格を削除することになり、資格確認書は無効となります。（令和 8 年 8 月 1 日で資格喪失となります。）
- 資格喪失日以降にかかった医療費（健保負担分）及びその他給付金がある場合は、当健保組合へご返還いただきます。